

# 土壌汚染対策法及び条例の改正に関する説明会

平成22年10月 8日 ウィルあいち ウィルホール

平成22年10月14日 ライフポートとよはし コンサートホール

## 土壌汚染対策法 及び 県民の生活環境の保全等に関する条例 の改正の概要について

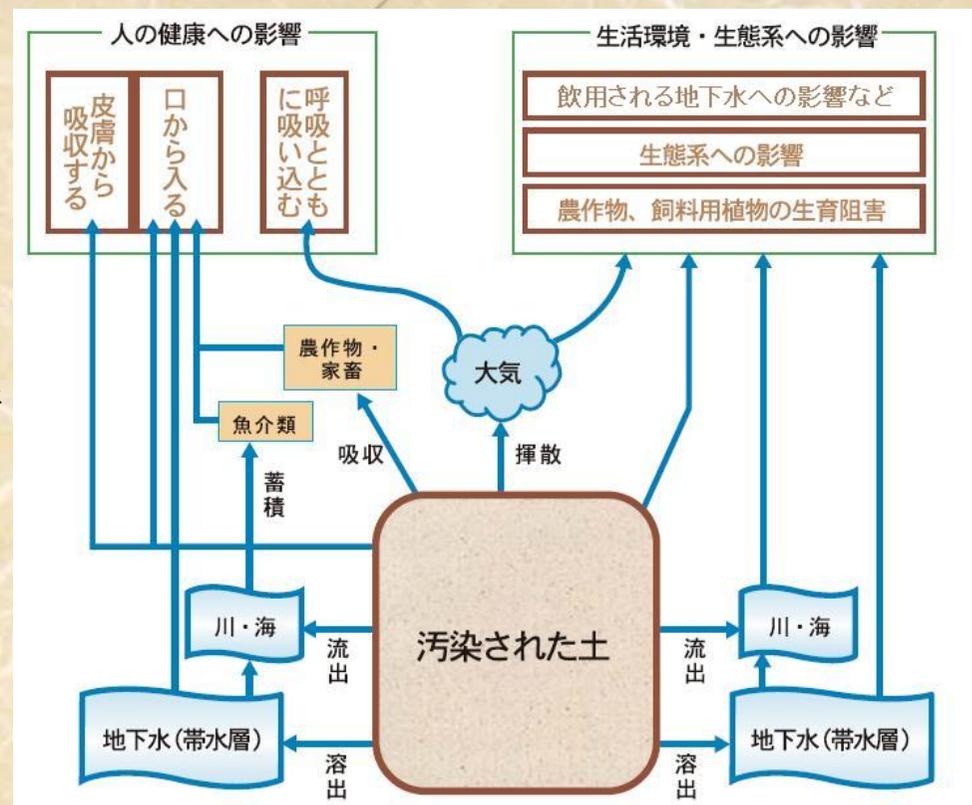
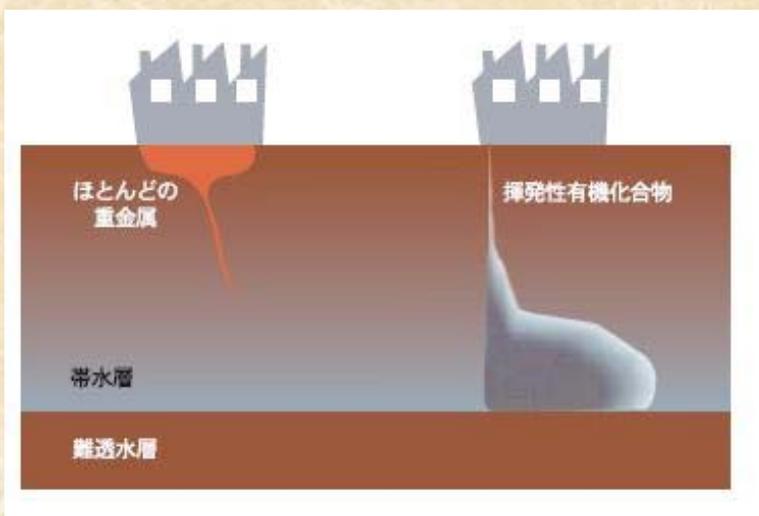
愛知県環境部 水地盤環境課  
規制・土壌グループ



# 土壌汚染とは

土壌は、いったん汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるといった特徴があります。

土壌汚染による影響としては、人の健康への影響や、農作物や植物の生育阻害、生態系への影響などが考えられます。特に人の健康への影響については、汚染された土壌に直接接触したり、口にしたりする直接摂取によるリスクと、汚染土壌から溶出した有害物質で汚染された地下水を引用するなどの間接的なリスクが考えられます。



## 〈リスクとは〉

土壌汚染の環境リスクの大きさは、土壌が有害な物質で汚染されている程度と、汚染された土壌に接した量(ばく露量)によって決まります。

土壌汚染による環境リスク = 汚染土壌の有害性の程度 × ばく露量

汚染土壌に触れることがないとか、汚染土壌から有害物質が地下水に溶け出さなかったり、溶け出しても汚染された地下水を飲んでいない場合は、ばく露がない(ばく露量がゼロ)として、環境リスクは問題にならなくなります。

また、基準以下に浄化された土壌であれば、ばく露があったとしても、環境リスクは許容されます。

# 土壌汚染に関する法律・条例

- 土壌汚染対策法(H15. 2. 15施行)



改正土壌汚染対策法  
(H21. 4. 24公布 H22. 4. 1施行)

- 県民の生活環境の保全等に関する条例(H15. 10. 1施行)



改正県民の生活環境の保全等に関する条例  
(H22. 3. 26公布  
(H22. 10. 1施行(一部H22. 4. 1施行)))

- 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律  
(農用地のカドミウム、銅、砒素による稲の被害防止等)
- ダイオキシン類対策特別措置法  
(ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等)

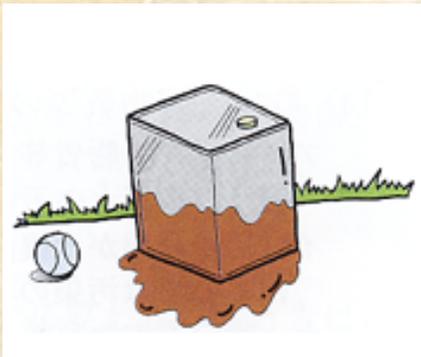
# I 土壤汚染対策法について

## 制定の目的等

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的に制定されている

平成14年5月29日 公布

平成15年2月15日 施行



# 土壌汚染対策法の改正の背景

～法の施行を通じて明らかになった課題

## 法に基づかない土壌汚染の発見の増加

- ・発見された汚染土壌の管理が不適正に行われるおそれがある

## 掘削除去の偏重

- ・掘削除去により汚染土壌が拡散するおそれなど、環境リスク低減の観点からは問題がある
- ・土地所有者等に対し過剰な負担となることや、ブラウンフィールドを生ずる等の問題がある

## 汚染土壌の不適正処理による汚染の拡散

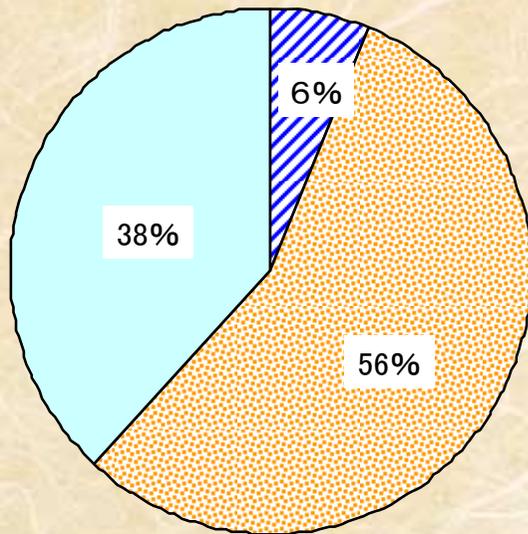
- ・発見された汚染土壌が不適正な処理や運搬が行われるおそれがある

# 土壌汚染が判明した事例の契機内訳

愛知県では、条例の規定により土壌・地下水汚染が判明した事例が5割以上を占めているが、約4割が法や条例の規定によらない調査(自主調査)により判明した事例である。

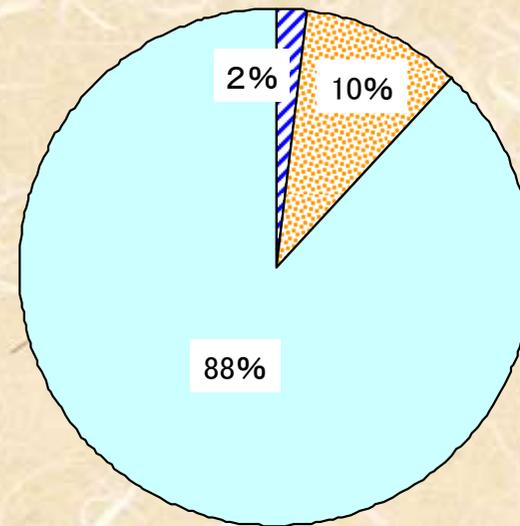
全国的にみると、約9割が法や各自治体の条例・要綱等によらない自主調査により、汚染が判明している。

愛知県の状況



H15~20 愛知県調べ

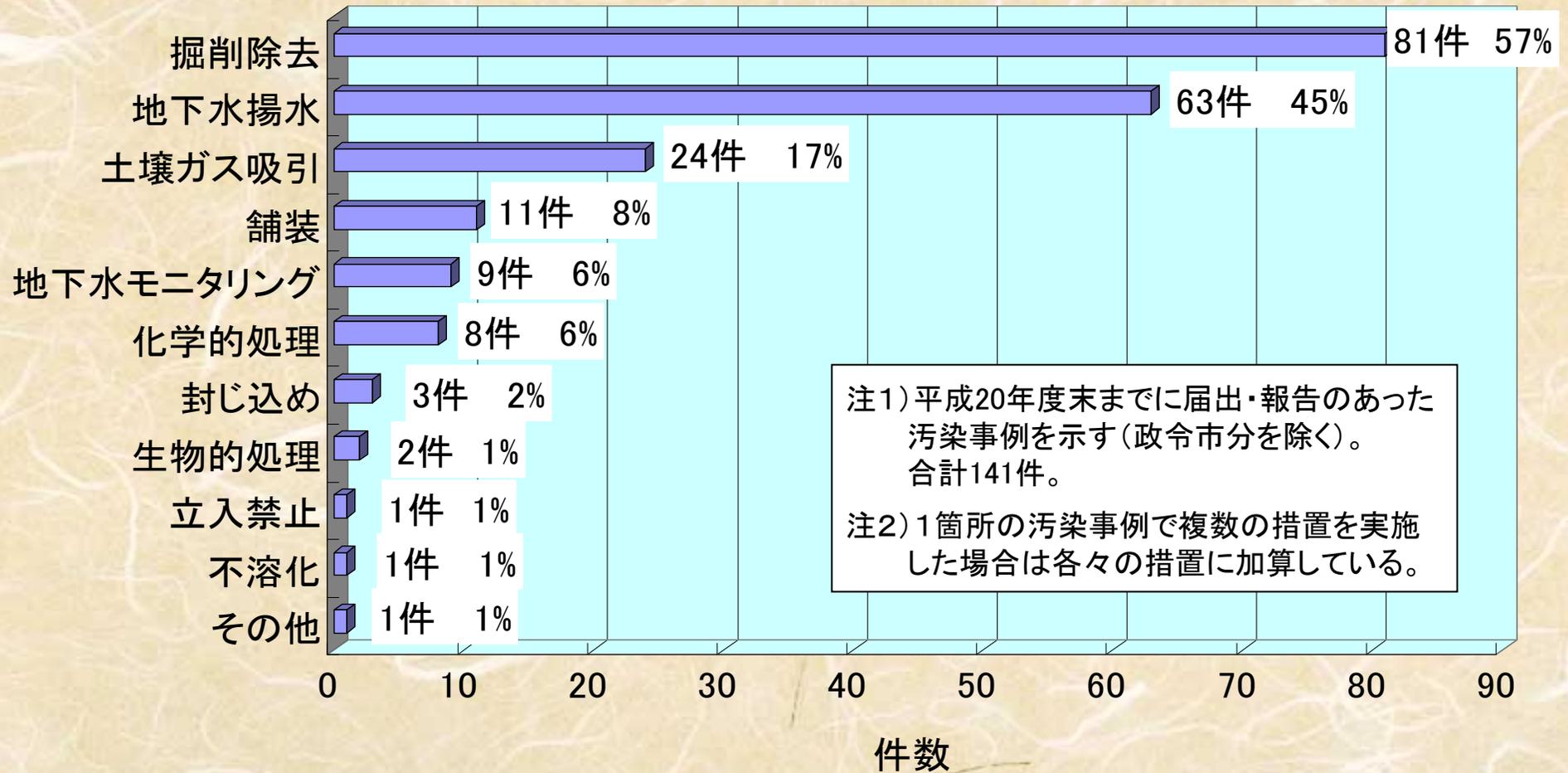
全国の状況



H19 (社)土壌環境センター調べ

# 土壌・地下水汚染に対する措置の状況

報告があった141件の汚染事例のうち、5割以上で汚染土壌の掘削除去が行われている。



# 改正土壤汚染対策法の概要 (H22. 4改正。下線部が改正内容)

## 目的

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

## 制度

### 調査義務

- ・有害物質使用特定施設の使用の廃止時(第3条)
- ・一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第4条)
- ・土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第5条)

### 自主調査

- ・自主調査において土壤汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請(第14条)

【土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合】

【調査が適切と認められる場合】

### 区域の指定等

#### ①要措置区域(第6条)

土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域  
→汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示(第7条)  
→土地の形質の変更の原則禁止(第9条)

摂取経路の遮断が行われた場合

#### ②形質変更時要届出区域(第11条)

土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)  
→土地の形質の変更時に都道府県知事に計画の届出が必要(第12条)

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

### 汚染土壤の搬出等に関する規制

- ・①②の区域内の土壤の搬出の規制(事前届出、計画の変更命令、運搬基準に違反した場合の措置命令)
- ・汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務
- ・汚染土壤の処理業の許可制度

# 区域の指定を行う基準（指定基準）



## 地下水等経由のリスク(土壌溶出量基準)

- 汚染土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用すること等による健康リスク

→Ex 汚染土壌が存在する土地の周辺で、地下水を飲用するための井戸や取水口が存在する場合



## 直接摂取によるリスク(土壌含有量基準)

- 特定有害物質が含まれる汚染土壌を直接摂取することによる健康リスク

→Ex 砂場遊びや屋外で活動をした際に土壌が手に付着し、それを摂食する場合

→Ex 土壌が飛散し、それが口に入って摂食する場合

# 土壤汚染対策法の対象物質と指定基準

特定有害物質（法第2条）	指定基準（法第5条）		（参考）土壤環境基準（銅を除く）
	（直接摂取によるリスク） 土壤含有量基準	（地下水等の摂取によるリスク） 土壤溶出量基準	
四塩化炭素	-	検液1Lにつき0.002mg以下であること	検液1Lにつき0.002mg以下であること
1,2-ジクロロエタン	-	検液1Lにつき0.004mg以下であること	検液1Lにつき0.004mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン	-	検液1Lにつき0.02mg以下であること	検液1Lにつき0.02mg以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	-	検液1Lにつき0.04mg以下であること	検液1Lにつき0.04mg以下であること
1,3-ジクロロプロペン	-	検液1Lにつき0.002mg以下であること	検液1Lにつき0.002mg以下であること
ジクロロメタン	-	検液1Lにつき0.02mg以下であること	検液1Lにつき0.02mg以下であること
テトラクロロエチレン	-	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	-	検液1Lにつき1mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	-	検液1Lにつき0.006mg以下であること	検液1Lにつき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン	-	検液1Lにつき0.03mg以下であること	検液1Lにつき0.03mg以下であること
ベンゼン	-	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
カドミウム及びその化合物	土壤1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること
六価クロム化合物	土壤1kgにつき250mg以下であること	検液1Lにつき0.05mg以下であること	検液1Lにつき0.05mg以下であること
シアン化合物	遊離シアンとして土壤1kgにつき50mg以下であること	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
水銀及びその化合物	土壤1kgにつき15mg以下であること	検液1Lにつき0.0005mg以下であること	検液1Lにつき0.0005mg以下であること
うちアルキル水銀	-	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
セレン及びその化合物	土壤1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
鉛及びその化合物	土壤1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
砒素及びその化合物	土壤1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壤1kgにつき15mg未満であること
ふっ素及びその化合物	土壤1kgにつき4000mg以下であること	検液1Lにつき0.8mg以下であること	検液1Lにつき0.8mg以下であること
ほう素及びその化合物	土壤1kgにつき4000mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること
シマジン	-	検液1Lにつき0.003mg以下であること	検液1Lにつき0.003mg以下であること
チウラム	-	検液1Lにつき0.006mg以下であること	検液1Lにつき0.006mg以下であること
チオベンカルブ	-	検液1Lにつき0.02mg以下であること	検液1Lにつき0.02mg以下であること
PCB	-	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
有機りん化合物	-	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと

# 改正土壤汚染対策法のポイント その1

## 土壤汚染状況の把握のための制度の拡充

- 一定規模(3,000m<sup>2</sup>)以上の土地であって土壤汚染のおそれのある土地の形質の変更時における都道府県知事による土壤汚染の調査命令
- 自主調査において土壤汚染が判明した場合、土地の所有者等の申請に基づき、規制対象区域として指定し、適切に管理
- 都道府県知事による土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等に関する努力義務

# (1) 法に規定する調査の流れ

知事(市長)の手続      土地所有者等の手続      調査実施者の手続

